

ひたちなか市長 大谷 明

入札公告（電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

1 入札対象工事

- (1) 工事件名 大島第2幹線管きょ布設工事（R5国補公下雨第3号）  
(2) 工事場所 東石川地内外1箇所  
(3) 工事概要 雨水管きょ布設工事 Φ3250 L=539.5m  
                泥土圧式シールド工 セグメント外径Φ3650 L=499.1m  
                開削工 3000×3000 L=36.9m  
                污水管切廻し工  
                管布設工（ポリエチレン管Φ150） L=79.8m  
                鋼製さや管ボーリング推進工（さや管Φ500） L=9.1m  
                マンホールポンプ設置工 N=1式  
(4) 工期 令和8年2月28日まで  
(5) 予定価格 2,298,100,000円(税抜き)

2 入札参加形態

ひたちなか市建設工事共同企業体取扱要綱（平成6年告示第101号。以下「共同企業体要綱」という。）に定める特定建設工事共同企業体を結成するものとし、特定建設工事共同企業体の構成員は、3構成員（代表構成員、構成員A、構成員B）とする。各構成員の出資比率は20%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

3 入札参加資格

一般競争入札の参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成6年告示第5号。以下「入札参加資格選定要綱」という。）第16条に規定する令和5年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている者であること。  
(2) 政令第167条の4の規定により、ひたちなか市の入札参加の制限を受けていない者であること。  
(3) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成6年告示第6号）に基づく指名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。  
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けている者であり、その審査基準日は契約締結日から1年7箇月以内であること。  
(5) 特定建設工事共同企業体の代表構成員にあつては、名簿における土木一式工事の総合点数が1500点以上の者で、次の条件をすべて満たす者であること。  
① 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有し、同法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する監理技術者で国家資格を有する者を専任で配置できること。ただし、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 平成25年度以降に国又は地方公共団体が発注したシールド工法による工事を元請として施工した実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合のものに限る。)

- (6) 特定建設工事共同企業体の構成員Aにあつては、茨城県内に本社を有し、名簿における土木一式工事の総合点数が1100点以上の者で、建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成員Bにあつては、ひたちなか市内に本社を有し、名簿における土木一式工事の総合点数が790点以上の者で、建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。
- (8) 上記技術者については、引き続き3箇月以上の雇用をしている者であること。
- (9) 各構成員にあつては、ひたちなか市が発注した同種工事において施工実績がある場合、工事成績評定点(ひたちなか市建設工事成績評定要綱の規定により採点された評定点をいう。)の令和4年度分の平均点数及び令和5年度の点数が全て60点以上であること。

#### 4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次により資格確認を申請しなければならない。

(1) 申請する書類(以下これらを「申請書等」という。)

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書  
② 特定建設工事共同企業体協定書

(2) 申請受付期限及び場所

- ① 受付期限 令和6年2月16日 正午まで  
② 受付場所 ひたちなか市総務部契約検査課  
申請書等は持参とし、郵送、電送は受け付けない。  
③ 申請に関する説明会は開催しない。

(3) その他

- ① 申請書等の作成費用は、参加希望者の負担とする。  
② 提出された申請書等は、返却しないものとする。

#### 5 入札参加申請等

- (1) 参加希望者は申請書等を提出するほか、電子入札システム(以下「システム」という。)により入札参加申請をしなければならない。
- (2) 入札参加申請は、令和5年12月26日から令和6年2月16日の午前9時から午後5時までにシステムにより行うこと。ただし、システムにより難しい場合には、申請書等とともに紙入札参加届出書を提出すること。

#### 6 設計図書の閲覧又は貸与

(1) 設計図書は、入札情報サービス(以下「PPI」という。)によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

(2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

- ① 期 間 令和5年12月26日から令和6年2月21日まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。  
② 場 所 ひたちなか市総務部契約検査課  
③ 貸 与 貸与は原則として1回を限度とし、1回につき1日を限度とする。

(3) 設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き、令和6年2月15日正午までに、質疑応答書により、ひたちなか市総務部契約検査課にファクシミリにより提出するものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は令和6年2月19日までにひたちなか市ホームページに掲載する。

## 7 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 8 入札書の提出

- (1) 入札書は、令和6年2月19日から令和6年2月21日の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加届出書を提出している場合は、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出すること。入札書を郵送で提出する場合は、令和6年2月21日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。
- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令及びひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。
- (6) 最低制限価格は設定しない。

## 9 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は、ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準による。
- (2) 提出方法は、システムにより入札書に電子ファイルで添付すること。なお、事前に承諾を得た場合には郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出できるものとする。工事費等内訳書を郵送で提出する場合は、令和6年2月21日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

## 10 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和6年2月22日 午前11時00分
- (2) 場 所 ひたちなか市役所 2階 入札室
- (3) 入札を執行することが適当でない認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

## 11 落札候補者等の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。
- (3) 落札候補者の入札価格がひたちなか市低入札価格取扱要綱（平成28年告示第30号。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第1条に規定する調査基準価格を下回ったときは、低入札価格取扱要綱第6条に規定する調査を実施する。
- (4) 本工事については、調査実施前に低入札価格取扱要綱第4条第1項に規定する数値的判断基準による判定を行う。
- (5) 低入札価格取扱要綱第6条に掲げる書類の提出期限は、令和6年2月27日 午後5時とする。  
なお、調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者（第1順位者）でなくとも、上記提出期限までに、低入札価格取扱要綱第6条に掲げる書類を提出しなければならない。

## 12 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、入札終了後、下記の入札参加資格審査書類をファクシミリにより提出すること。  
ただし、入札参加申請時にシステムにより提出している場合は除く。

審査書類の作成費用は落札候補者等の負担とし、提出された審査書類は返却しない。

### (1) 提出書類

- ① 技術者の引き続き3箇月以上の雇用関係を確認できる書類（ア～エのいずれかの写し）  
ア 技術職員名簿（県土木部監理課の受付印のあるもの）

- イ 監理技術者資格者証
- ウ 健康保険被保険者証
- エ その他引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを証明できる書類
- ② 施工等実績調書（入札参加資格（5）の確認できるもの）
- ③ 主任（監理）・管理技術者配置予定調書

(2) 提出期限

- ① 日 時 令和6年2月22日 午後5時まで  
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- ② 送信先 ひたちなか市総務部契約検査課

1.3 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

1.4 入札保証金

入札保証金は免除する。

1.5 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

1.6 支払条件

- (1) 前払金及び中間前払金については、ひたちなか市財務規則及びひたちなか市公共工事前払金取扱要綱（平成26年告示第108号）に基づき請求できる。
- (2) 部分払については、ひたちなか市財務規則に基づき請求できる。
- (3) 継続費に基づく特則において、各会計年度における請負代金の支払限度額及びこれに対応する出来高予定額を設ける。

1.7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第6に該当した場合
- (2) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

1.8 その他

- (1) 入札した者は、入札後この公告及び設計図書等について不明等を理由として、異議の申し立てをすることはできない。
- (2) その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか市総務部契約検査課

電話番号 029-273-0111 内線1261～1263

ファックス番号 029-276-5381